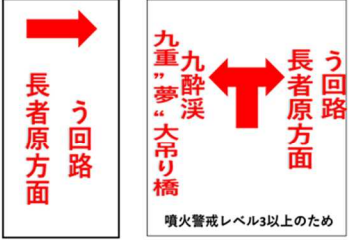


A・B

道路表示板(水分峠)
 長者原～牧ノ戸間
 通行止め う回路あり

B:町道筋湯長者原線


B: 田野庄内線



道路表示板(長者原)
 瀬の本方面 通行止め
 噴火警戒レベル3のため

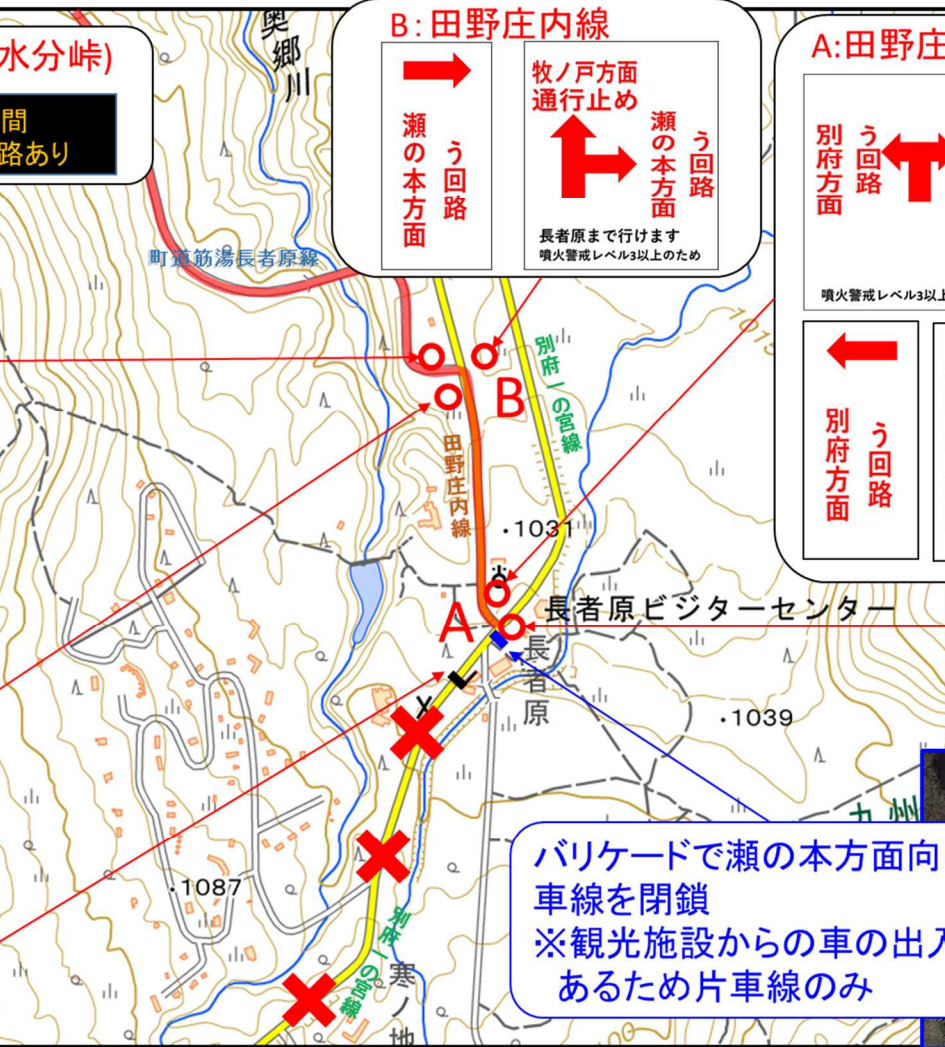
B: 田野庄内線


A: 田野庄内線



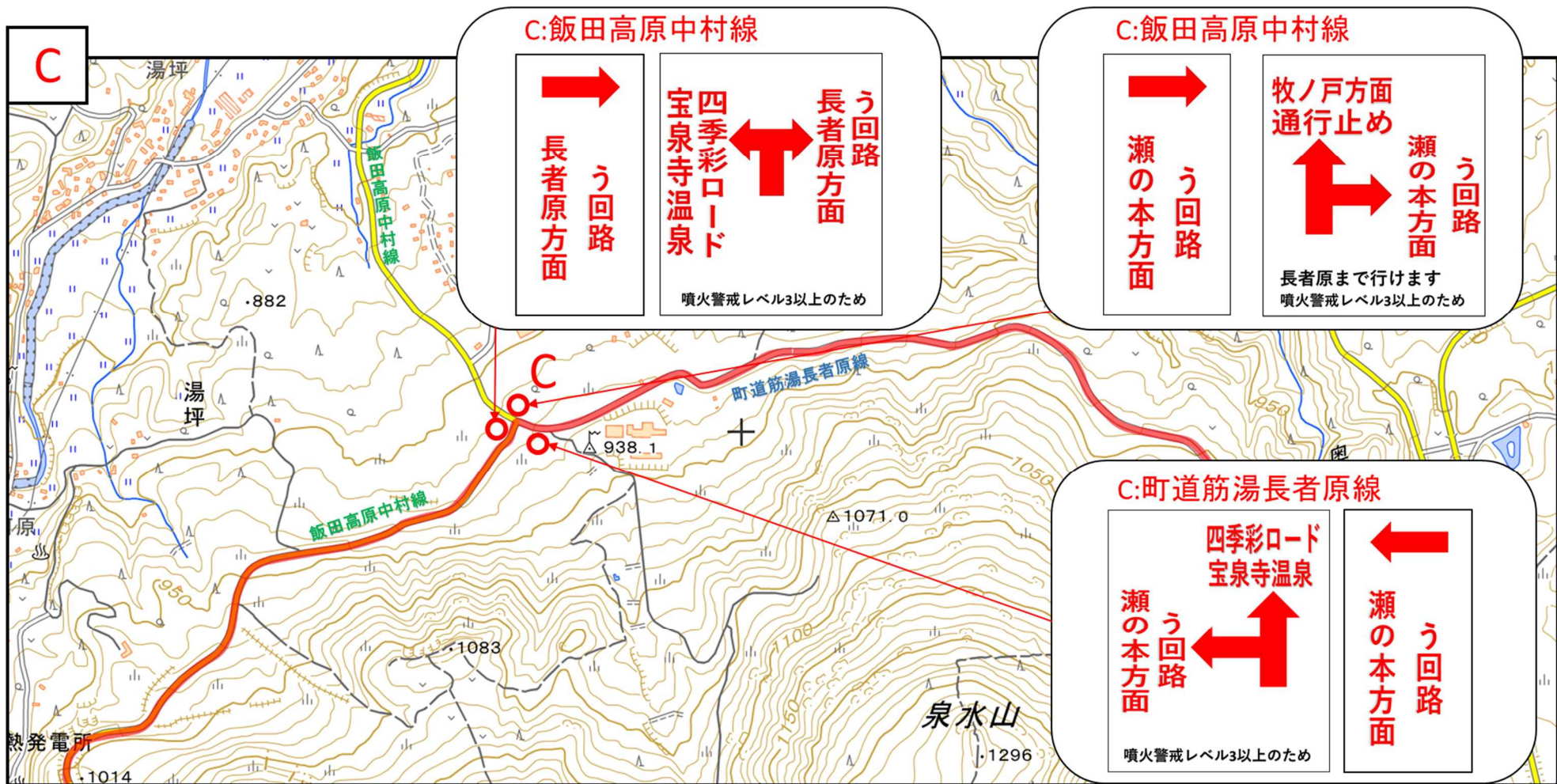
A: 別府一の宮線

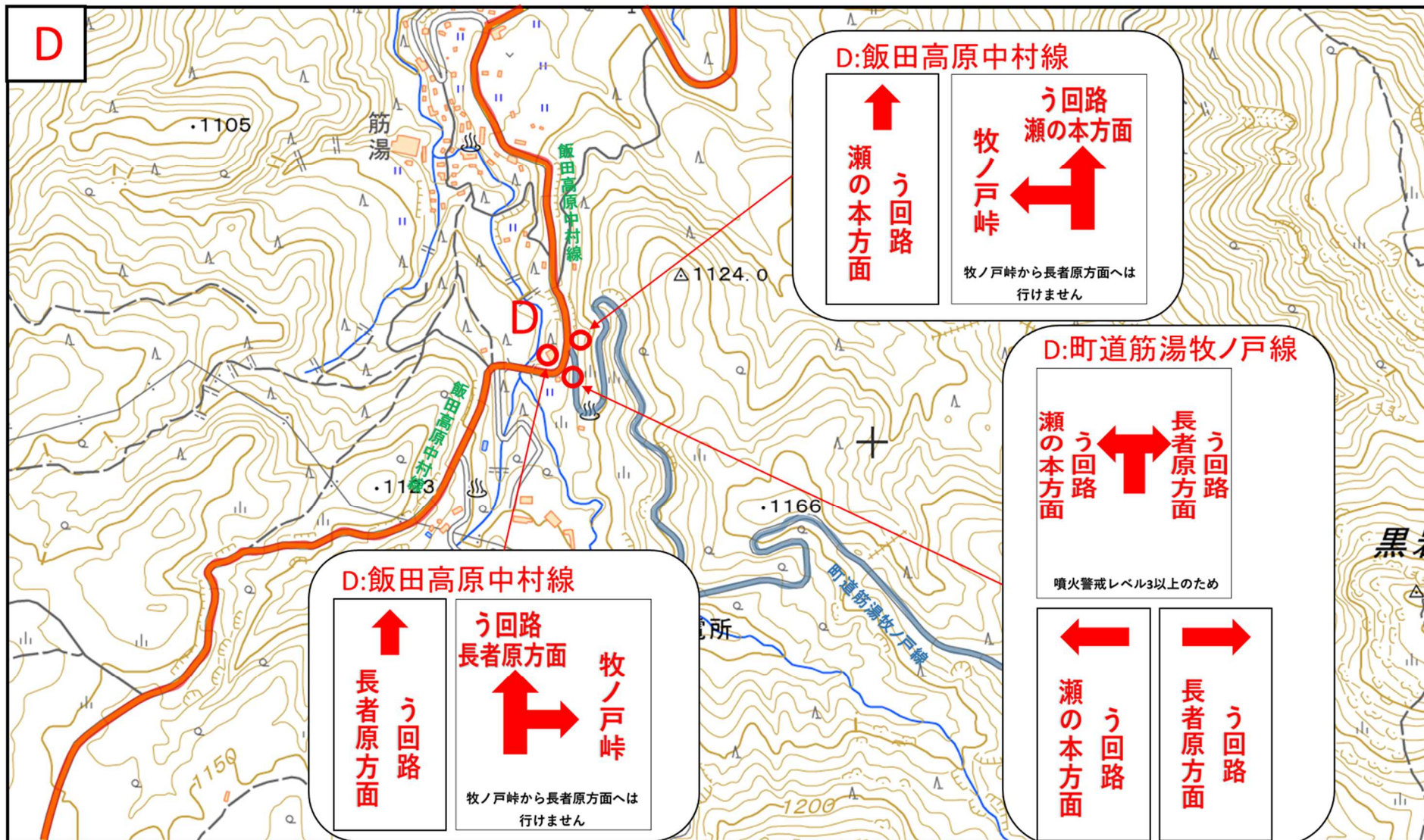




バリケードで瀬の本方面向けの車線を閉鎖
 ※観光施設からの車の出入りがあるため片車線のみ









E:飯田高原中村線

う回路
瀬の本方面

通行止め
牧ノ戸峠まで行けます

噴火警戒レベル3以上のため

う回路
瀬の本方面

やまなみハイウェイ
長者原方面通行止め
牧ノ戸峠まで行けます
噴火警戒レベル3以上のため

**道路表示板(瀬の本)
(交互表示)**

長者原方面 通行止め
う回路あり

牧ノ戸峠まで行けます
噴火警戒レベル3のため

E:別府一の宮線

通行止め
牧ノ戸峠まで行けます

う回路
長者原方面

噴火警戒レベル3以上のため

う回路
長者原方面

やまなみハイウェイ
長者原方面通行止め
牧ノ戸峠まで行けます
噴火警戒レベル3以上のため

F

バリケードで閉鎖(全線)



F:町道筋湯牧ノ戸線

通行止め
↑

う回路
瀬の本方面

噴火警戒レベル3以上のため

→

う回路
瀬の本方面

F:別府一の宮線

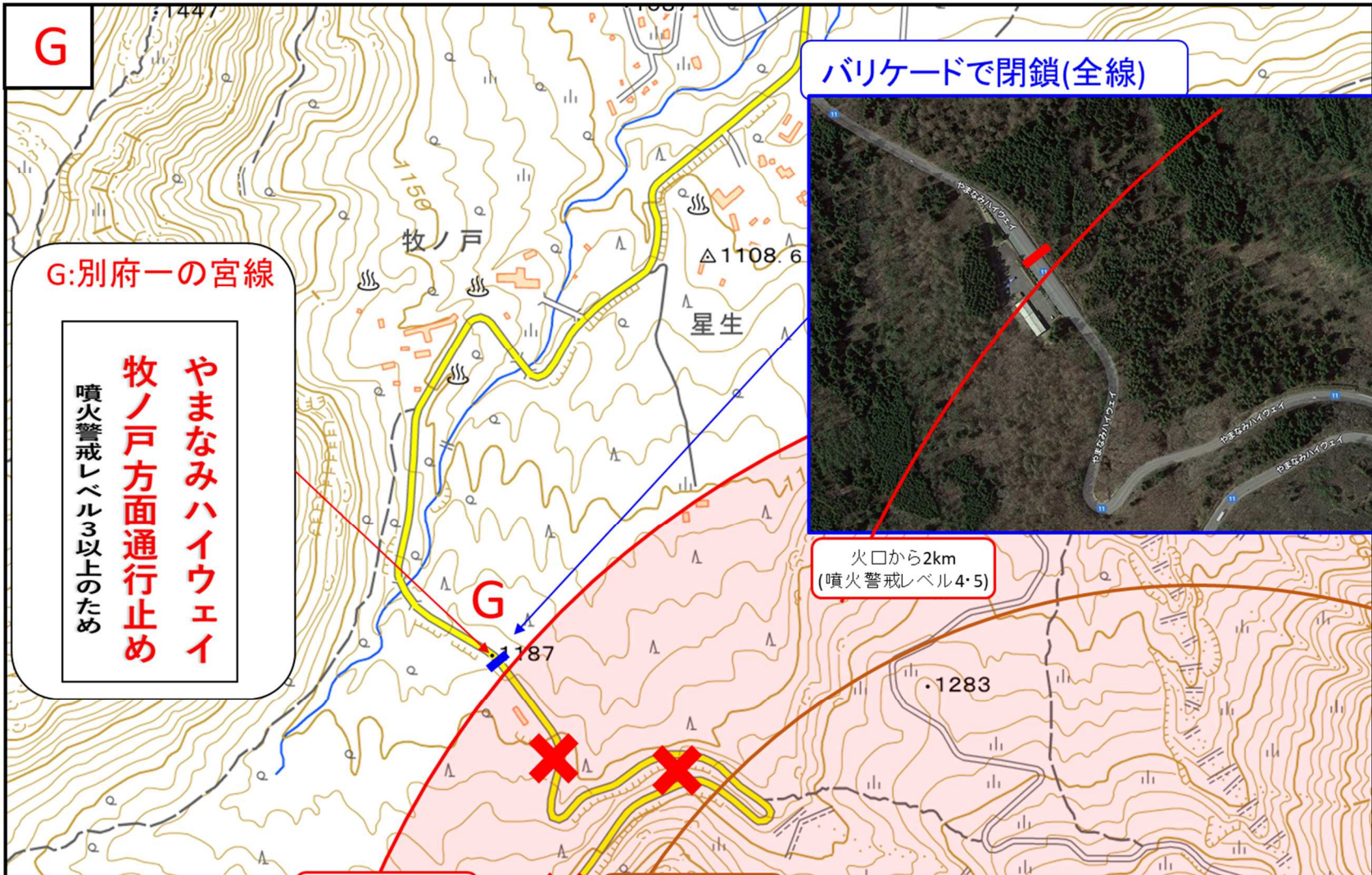
←

う回路
長者原方面

通行止め
↑

う回路
長者原方面

噴火警戒レベル3以上のため



バリケードで閉鎖(全線)

火口から2km
(噴火警戒レベル4・5)

G:別府一の宮線

やまなみハイウェイ
牧ノ戸方面通行止め

噴火警戒レベル3以上のため

3)各機関の配備体制
【大分県】

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき
- c. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき
- d. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- e. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各部署長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局次長（地域防災監）
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事項

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき

c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(へ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき
- c. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- e. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部防災局長
副本部長	生活環境部防災危機管理監

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 広報業務を円滑に推進するため広報員を配置する。配置にあたっては、広報広聴課長が、災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。
- c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第1節 組織

d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対応態勢・活動状況の把握
- c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- d. 災害警戒本部との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に把握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき
- b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき
- d. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- e. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- f. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。

(ハ) 組織・職制

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部長	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

本部員を構成員とする本部会議を設置する。

- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合調整室を設置する。

室長	生活環境部防災危機管理監
室員	別に定める職員

- c. 広域応援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。

室長	総務部審議監
室員	別に定める職員

- d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察 本部警備部長、教育長
調整担当官	別に定める職員
班長・副班長・班員	別に定める職員

(二) 処理すべき主な事項

- a. 本部会議の協議事項
- ・災害応急対策の重点項目の決定
 - ・災害応急対策の進捗状況
 - ・自衛隊の災害派遣要請の決定
 - ・広域応援要請の決定
 - ・災害救助法適用の決定
 - ・その他災害対策本部長が必要と認める事項
- b. 総合調整室の主な処理事務
- ・災害情報の一元的な管理
 - ・災害対策本部の人員調整
 - ・被害状況、避難状況等の情報収集
 - ・安全情報、義援物資の受付等広報
 - ・関係団体への応援要請
 - ・緊急車両の確認
 - ・災害応急対策の全体調整
 - ・広域避難及び応援の要請
 - ・各部をまたがる重要事項の連絡調整
 - ・原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応
 - ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
 - ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
 - ・原子力災害時の広域避難者の受入調整
 - ・ヘリコプターの運用調整
 - ・その他必要な事項
- c. 総務班の主な事務処理
- ・本部会議の事務

- ・庁内施設、設備の確保
- ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡
- d. 広報・情報発信班の主な処理事務
 - ・報道機関との連絡体制の確立
 - ・プレスルーム等の運営
 - ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報
 - ・二次災害防止のための報道機関・県民等への広報
- e. 受援・市町村支援室の主な処理事務
 - ・他の都道府県等からの連絡員の受入れ
 - ・九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請
 - ・災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選
 - ・県への応援必要人数の把握
 - ・県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握
 - ・他の都道府県からの応援職員の受入れ
 - ・被災市町村への派遣必要人数の把握
 - ・被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請
- f. 各部の主な処理事務
 - 【被災者救援部】
 - ・避難所開設・運営への協力・支援
 - ・避難所における被災者からの要望状況の把握
 - ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
 - ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有
 - ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
 - ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供
 - ・消費生活相談所の開設
 - ・生活関連物資の価格調査及び監視
 - ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援
 - 【支援物資部】
 - ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
 - ・市町村に対する救助物資等の配分
 - ・給水班の派遣
 - ・支援食料、義援物資等の受入
 - ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
 - ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保
 - 【福祉保健医療部】
 - ・救急医療体制の確立
 - ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の派遣
 - ・医療支援チーム、保健活動チーム（保健師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣
 - ・医療・保健衛生ニーズの把握
 - ・福祉避難所開設への協力・支援
 - ・要配慮者の被災状況の把握及び対策
 - ・広域的な救急医療活動の調整
 - ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談

- ・学校の保健衛生管理
- ・被災動物の保護
- ・遺体の埋・火葬の調整
- ・原子力災害時の医療チーム及びスクリーニングチームの派遣

【児童・生徒対策部】

- ・学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握
- ・教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
- ・学校での保健衛生措置の実施

【通信・輸送部】

- ・通信設備の確保
- ・専用回線の設置
- ・被災地との連絡体制の確立
- ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達
- ・輸送経路の選定
- ・緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送車両の確保
- ・緊急輸送等の実施
- ・代替交通手段の確保

【社会基盤対策部】

- ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・緊急輸送道路・港湾の啓開
- ・交通規制の実施
- ・二次災害の防止活動
- ・被災地における住宅ニーズの把握
- ・応急仮設住宅の建設及び管理
- ・被災住宅の応急修理
- ・災害公営住宅の建設
- ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施
- ・総合住宅相談所の開設

【農林水産基盤対策部】

- ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・緊急輸送道路・漁港の啓開
- ・二次災害の防止活動

【治安対策部】

- ・住民の避難誘導
- ・被災者の救出救助
- ・防犯パトロールの実施
- ・困りごと相談所の開設
- ・臨時交番等の設置
- ・交通状況についての情報収集

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

- ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・緊急交通路の確保
- ・交通規制の実施

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき

(ト) その他

- a. 部局長は各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

ロ 地区災害対策本部

(イ) 主な設置基準

災害対策本部が設置されたとき。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

- a. 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。

(二) 処理すべき主な事項

(被災者救援班)

- ・県管理施設利用者の避難誘導
- ・被災地及び被災者の状況の把握
- ・市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力
- ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・被災地におけるボランティア活動の支援
- ・支援物資の要望及び配布の状況の把握
- ・児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握

(支援物資班)

- ・備蓄物資の開放及び義援物資の受入
- ・救援物資・義援物資の配分
- ・物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達
- ・救援物資に係る市町村の支援
- ・生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

(保健所班)

- ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集
- ・救急医療活動の調整

- ・医薬品及び衛生資材の調達・確保
 - ・医療支援チーム、保健活動チームのローテーションや活動の調整
 - ・被災地における衛生維持及び防疫
 - ・補給水源の衛生状況調査
 - ・福祉避難所開設への協力・支援
 - ・要配慮者に対する情報提供及び保健指導
 - ・学校の保健衛生
 - ・被災動物の保護
- (通信・輸送班)
- ・通信設備の確保
 - ・交通状況の把握
 - ・被災地との通信手段の確保
 - ・救援物資・義援物資の配送
 - ・被災者の指定避難所への移送
- (社会基盤対策班)
- ・公共施設の被災状況の確認・報告
 - ・県管理施設の点検、避難対策及び応急対策
 - ・被災した公共施設の応急復旧
 - ・被災建築物の応急危険度判定
 - ・緊急交通路の確保
 - ・二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策
 - ・被災地における住宅ニーズの把握
 - ・応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設
 - ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
 - ・総合住宅相談所の開設
- (庶務班)
- ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告
 - ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供
 - ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供
 - ・市町村災害対策本部との連絡調整
 - ・市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付
 - ・地区本部の施設、設備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策
 - ・地区本部会議の事務
 - ・現地災害対策本部の設置
 - ・職員の配置・調整
 - ・被災市町村への職員の派遣
 - ・緊急通行車両の確認
 - ・消費生活相談所の開設
 - ・住民からの要望事項への対応
- (ホ) 解散基準
災害対策本部が解散したとき。
- (ヘ) その他
- a. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ハ 現地災害対策本部

(イ) 設置目的

激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(ロ) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部員（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部員	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名

(ハ) 処理すべき主な事務

- a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- b. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- c. 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項
- d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

(4) その他

イ 災害対策本部にあつては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあつては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。

【竹田市】

竹田市地域防災計画 風水害等編

第2部 災害予防 第2章 活動体制の確立 第1節 組織

2 災害発生時における組織体制

市長は、災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

① 設置基準

- (イ) 大雨、洪水、暴風、大雪警報が発表されたとき。
- (ロ) 災害の発生が予想されるとき。
- (ハ) 河川の水位が水防団待機水位を超えたとき。
- (ニ) その他、市長・支所長が必要と認めたとき。

② 設置場所

- ・市役所総務課内に災害対策連絡室を設置
- ・各支所内に支所災害対策連絡室を設置

③ 組織職制

(イ) 災害対策連絡室

室長（総務課長または課長が指名する者）・室員（警戒1次及び2次体制要員）

(ロ) 支所災害連絡室

室長（支所長または支所長が指名する者）・室員（警戒1次及び2次体制要員）

④ 処理すべき主な事務

- (イ) 被害情報収集
- (ロ) 巡視
- (ハ) 県及び関係機関への連絡

⑤ 廃止基準

- (イ) 警報等が解除され、体制を継続する必要がないと認めるとき。
- (ロ) 被害状況等の各種情報により室長が廃止を決定したとき。
- (ハ) 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害警戒本部

① 設置基準

- (イ) 河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。

- (ロ) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (ハ) 災害発生の危険性があるとき。又は災害の発生が予想される時。
- (ニ) 軽微な災害が発生したとき。
- (ホ) その他、市長・支所長が必要と認めたとき。

② 設置場所

- (イ) 市役所内庁議室に災害警戒本部を設置
- (ロ) 各支所に支所災害警戒本部を設置

③ 組織職制

(イ) 災害警戒本部

本部長（副市長）・副本部長（総務課長）・部員（警戒3次体制要員）

(ロ) 支所災害警戒本部

本部長（支所長）、・副本部長（支所長代理）・部員（警戒3次体制要員）

④ 処理すべき主な事務

- (イ) 被害情報収集・把握
- (ロ) 県及び関係機関への連絡活動及び住民への周知
- (ハ) 災害応急活動が速やかに実施できる体制準備

⑤ 廃止基準

- (イ) 被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき。
- (ロ) 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。

(4) 災害対策本部

① 設置基準

- (イ) 大規模な災害が発生し、その被害が相当な規模におよぶ恐れがあるとき。
- (ロ) 土砂災害情報システムの市内観測局が避難基準を超えたとき。
- (ハ) 水防警報が発令されたとき。
- (ニ) 河川の水位が氾濫危険水位を超え、さらに50mm以上の時間降水量が予測される場合。
- (ホ) 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。
- (ヘ) 全国瞬時警報システム発動時
- (ト) その他、市長・支所長が必要と認めたとき。

② 設置場所

- ・市役所内庁議室に災害対策本部を設置
- ・各支所に支所災害対策本部を設置

【由布市】

《 災害応急対策動員配備表 》

【 本部 】

<p>災害警戒準備室</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>防災危機管理課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①配置 : 防災危機管理課職員全員 ②設置場所: 本庁舎
<p>災害対策警戒本部</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合 (宮川については湯布院支部警戒本部で対応) ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部員 : 総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課 防災危機管理課 ③待機 : 各課(待機命令が発令された場合は、各課にて待機) ④各部署長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う(職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める)。 ⑤設置場所: 本庁舎

<p>災害対策本部 (現地対策本部)</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ② 水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合 ③ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ④ 特別警報が発令された場合。 ⑤ 気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集） ⑥ 噴火警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・ 第2次体制：全職員（市民生活に直接関係する窓口職員を除く） <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 ② 本部員：各部各班長 ③ 本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。 ④ 対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。 ⑤ 設置場所：本庁舎（災害発生が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）

第2章 火山災害応急対策

1 組織計画

(1) 基本方針

火山災害に備え、町は、迅速・的確に対処するための防災活動組織を整備する。

(2) 町の組織

ア 火山災害の配備体制

火山災害に関する配備時期の基準及び内容は、次のとおりである。

種別	体制の時期の基準	体制の内容
第一 次 体 制	火山情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制	特に関係のある本庁の課職員のみで配備し、防災関係機関と連絡をとり気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。また、気象状況等により第二次体制に切り替える指示を行う。
第二 次 体 制	比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となったときの配備体制	総務班体制に加え、関係職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として状況により第三次体制に移行することができる体制とする。
第三 次 体 制	相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大する恐れがあるときの配備体制 救助法適用事態にある場合を含む。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替えることができる体制とする。
第四 次 体 制	町全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大なときの非常体制 (災害対策本部設置基準) 大規模な災害の発生が免れないと予想されるとき非常体制	

イ 災害対策連絡室体制

災害対策連絡室体制の組織・運営(分掌事務)は第「3部 第2章 第1節 組織」に準ずる。

〔九重防災〕

ウ 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制の組織・運営（分掌事務）は第「3部 第2章 第1節 組織」に準ずる。

エ 災害対策本部体制

九重町災害対策本部設置基準に達したと町長が認めた場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織・運営（分掌事務）は第「3部 第2章 第1節 組織」に準ずる。

(3) 関係機関の活動調整のための組織

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき設置し、硫黄山火山爆発に際し、登山者及び地域住民等の生命、身体、財産の保護に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、法第45条に基づく必要な要請、勧告又は指示等を行うことを目的にくじゅう山系（硫黄山）火山防災協議会を設置する。

2 動員配備

町における動員配備は、次のとおりとする。

体 制	対 策 の 別	配備課の一般的基準
第一次体制（連絡室体制）	火山災害対策	危機管理情報推進課
第二次体制（警戒体制）	火山災害対策	危機管理情報推進課 総務課 企画調整課 建設課 農林課 教育振興課 議会事務局
第三次体制（救助体制）	火山災害対策	危機管理情報推進課 議会事務局 健康福祉課 企画調整課
	大規模な火山災害又は爆発その他の重大な事故	危機管理情報推進課 議会事務局 災害の事態に応じ応急処置を実施する課
第四次体制（非常体制）	災害対策本部設置基準による。	



(注) 配備職員 各課（局・室）長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

〔九重防災〕

4) 協議会関係機関の連絡先一覧

	大分県・市町関係機関	T E L
1号	防災対策企画課	097-506-3139
	観光政策課	097-506-2112
	自然保護推進室	097-506-3022
	道路保全課	097-506-4584
	砂防課	097-506-4634
	中部振興局総務部	097-506-5724
	豊肥振興局総務部	0974-63-1171
	西部振興局総務部	0973-23-2200
	大分土木事務所	097-558-2142
	竹田土木事務所	0974-63-2104
	玖珠土木事務所	0973-72-1152
	竹田市総務課	0974-63-4800
	竹田市商工観光課	0974-63-4807
	由布市防災危機管理課	097-582-1140
	由布市商工観光課	097-582-1304
	九重町危機管理・防災安全課	0973-76-3801
九重町商工観光・自然環境課	0973-76-3150	
2号	地方気象台等	
	気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課	092-725-3640
	気象庁大分地方気象台	097-532-0644
3号	地方整備局	
	国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課	092-476-3544
4号	陸上自衛隊	
	陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111
	陸上自衛隊西部方面戦車隊	0973-72-1116
5号	警察	
	警察本部警備部警備運用課	097-536-2131
	大分南警察署警備課	097-542-2131
	玖珠警察署警備課	0973-72-2131
竹田警察署警備課	0974-63-2131	
6号	消防	
	竹田市消防本部警防課	0974-63-0119
	由布市消防本部警防課	097-583-1310
	日田玖珠広域消防組合消防本部警防課	0973-24-2204
7号	火山専門家	(省略)
8号	その他	
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161
	国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課	092-411-7881
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所流域治水課	097-544-4167
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631
	一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946

5) 交通規制位置・方法等確認票 (イメージ)

担当市町	登山口	設置担当者			備番場所・管理方法等			看板			交通規制			移動方法			
		所属(勤務地・部署)	氏名	連絡先	備番場所	保管場所の管理方法 (所有者、保管場所等)	単用看板の有無	設置数 (備番数)	設置場所	バリエーションに用いる資器材の有無	必要資器材	設置場所	交通手段	駐車場所	移動ルート		
九重町	長者原登山口 (すかもり越え)	九重町役場・・・課	・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・	町役場防災倉庫(4期)	・・・・課にて管理	無(供集品の看板を活用)	1(2)	登山口付近 	有	コーン 2つ ポール 1本 ※バリエーション3つで代替可能	橋梁付近 	町有車	町役場駐車場	別添参照		
		九重町役場・・・課	・・・・・・・・	・・・・・・・・	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
由布市	大曲登山口																
	牧ノ尾登山口																
	大船山林道入口登山口																
	無岳庄入口																
	白鼻庄入口																
	男池登山口																
	瀬の本登山口																
	赤川登山口																
	南登山口																
	赤(沢水)登山口																
竹田市	くたみ分かれ登山口																
	今水登山口																
	岳麓寺登山口																

6) 緊急時における情報伝達例

観測事項	広報文例
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル 5 (避 難)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が九重山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。 住民の皆様は、直ちに最寄りの避難所もしくは身の安全を確保できる場所に避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。</p>
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル 4 (高齢者等避難)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が九重山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに最寄りの避難所もしくは身の安全を確保できる場所に避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル 3 (入山規制)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が九重山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後高齢者等避難、避難指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル 2 (火口周辺規制)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が九重山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p>